

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

我が国の歯科保健医療の提供体制に関する基礎データの整理（平成25年度版）

研究分担者 平田 幸夫 神奈川歯科大学 教授
研究協力者 山本 龍生 神奈川歯科大学 准教授
研究協力者 淵田 慎也 神奈川歯科大学 大学院生

研究要旨

少子高齢化が進展し、歯科疾患の構造が変化中、国際的視点から我が国の新たな歯科保健医療体制の確立に資するため、まず我が国の歯科医療費の状況、歯周病有病状況の動向、成人歯科保健医療サービス等の提供状況、医療・歯科医療の基礎データ、歯科医療の業務範囲、歯科医師の専門性、および行政の歯科医師について整理を行った。大部分は国のデータであり、歯科保健医療に関する現状の基礎データはほぼ整えられていることが明らかになった。しかし、歯周病対策、成人期の歯科保健医療サービスの提供体制、歯科医療の業務範囲および専門性、行政の歯科医師の配置状況等については、将来を見据えた分析を行う必要性が示唆された。

A．研究目的

我が国は世界でも類をみないスピードで高齢化が進んでいる。また、歯科疾患の構造にも変化が生じ、う蝕の有病率が減少し、歯を多く有する者が増加している。このような状況において、いっそうの歯科保健活動を推進するための新たな方策の立案が厚生労働行政の大きな課題となっている。

そこで本研究では、国際的な視点から我が国の歯科保健医療施策を客観的に評価し、歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に向けた具体的な提案を行うために、まず我が国の歯科保健医療の現状を整理することを目的とした。特に、歯科医療費の状況、歯

周病有病状況の動向、成人歯科保健医療サービス等の提供状況、医療・歯科医療の基礎データ、歯科医療の業務範囲、歯科医師の専門性、行政の歯科医師に着目した。

なお、本研究はすでに平成23年度の分担研究報告書で報告しているが、国のデータが更新されたことに伴い、修正を加えた。

B．研究方法

各項目について、以下から情報を得た。

1. 歯科医療費の状況：厚生労働省のホームページ（国民医療費、社会医療診療行為別調査結果）
2. 歯周病有病状況の動向：歯科疾患実態調

査結果、患者調査結果および文献

3. 成人歯科保健医療サービス等の提供状況：文献および国の地域保健・健康増進事業報告結果
4. 医療・歯科医療の基礎データ：国勢調査結果、全国都道府県市区町村別面積調査結果、医療施設（動態）調査結果、医師・歯科医師・薬剤師調査結果、保健・衛生行政業務報告結果、厚生労働省医政局医事課のホームページおよび文献
5. 歯科医療の業務範囲：日本耳鼻咽喉科学会のホームページおよび文献
6. 歯科医師の専門性：厚生労働省医政局総務課のホームページ
7. 行政の歯科医師：医師・歯科医師・薬剤師調査結果および文献

（倫理面への配慮）

本研究は既存の資料を用いており、倫理面に配慮する内容を含んでいない。

C. 研究結果

1. 歯科医療費の状況（歯科医療費の構成要素を含む）

平成23年度の歯科診療医療費は2兆6,757億円であり、国民医療費の6.9%を占め、平成22年度から737億円（2.8%）の増加であった（表1）¹⁾。

平成24年の社会医療診療行為別調査の結果では、歯科診療行為別の1日当たり点数は歯冠修復・欠損補綴が40.5%と最も高く、次いで処置が18.1%、初診・再診が12.4%、医学管理等が10.9%であった（図1）²⁾。歯冠修復・欠損補綴のうち、全体の9.0%が有床義歯であった。1件当たり点数は1,277.1点（前年比+2.0%）であり、1日当たり点数は636.5点

（前年比+0.8%）であった。

2. 歯周病有病状況の動向

我が国の歯周病の有病状況は歯科疾患実態調査の結果から推測される。しかし、歯周病の診査基準が毎回異なるため単純な比較は難しい³⁾。診査基準が同じである近年（平成17年と平成23年）における、CPIによる有所見者率を図2に示した⁴⁾。15～19歳を除き、ほとんどの年齢群で有所見者の割合が減少傾向にある。なお、コードXを除くと60歳以上の歯周疾患有病者の増加がみられる。

図3には患者調査の結果による「歯肉炎及び歯周疾患」の受療率の変化を示した⁵⁾。60～79歳の年齢群において歯周疾患の受療率が増加している。歯を有する者の増加による受療率の増加であると考えられる。

3. 成人歯科保健医療サービス等の提供状況

まず住民個人に注目し、歯科医療機関受診を促す要因について「かかりつけの歯科医院」を選ぶ理由を検討した研究結果をみると、主婦の約半数が理由として「近くにある」を挙げていた⁶⁾。すなわち、近接性が重要と考えられる。地域住民における成人歯科保健サービスとして歯周疾患検診が行われているが、その認知は低いのが現状である⁷⁾。

歯科医療機関に注目すると、歯科医師会は国レベルだけでなく、都道府県や郡市の単位で活動をしている。

行政では都道府県と政令市くらいまでは歯科医師または歯科衛生士が歯科専門職として勤務している。成人に関しては、健康増進法を根拠法として歯周疾患検診が行われているが、その受診市区町村は55.2%（平成2

3年度)と少なく、受診者数も25.4万人(平成23年度)にとどまっている⁸⁾。

4. 医療・歯科医療の基礎データ

*基礎データ

・人口

128,057,352人であり、平成17年から横ばいで推移(5年間で+289,000人、年平均+0.05%)している⁹⁾。

・面積

377,959.91 km² である¹⁰⁾。

・医師等の医療職種数

医師：303,268人、歯科医師：102,551人、薬剤師：280,052人である¹¹⁾。

・病院・診療所数

医療施設：179,334施設(前年比+883施設)、病院：8,565施設(前年比-40施設)、一般診療所：100,152施設(前年比+605施設)である¹²⁾。

*歯科医療関係者数

・歯科医師数

歯科医師：102,551人であり、男性：80,256人(総数の78.3%)、女性：22,295人(21.7%)であり、平成22年から975人(1.0%)増加した¹¹⁾。人口10万対歯科医師数は80.4人で、前回比+1.1人である。

・歯科衛生士数

就業歯科衛生士：108,123人であり、平成22年から4,943人(4.8%)増加した¹³⁾。

・歯科技工士数

就業歯科技工士：34,613人であり、平成22年から800人(2.3%)減少した¹³⁾。

・資格取得後に需給をコントロールしているものはあるか。例えば、医療圏、免許更新制、

免許定年制等について

歯科医師は医療圏によって開設が管理される病院ではなく、診療所の従事者が84.9%と大部分を占めるため¹¹⁾、歯科医師免許取得後に行政からの需給管理ができる体制となっていない。また、免許更新、免許定年制は施行されていない。歯科医師法(医師法)第7条で「免許の取消、業務停止及び再免許」が規定されているが、職業倫理面からの行政処分が目的であり、需給管理ができるものではない¹⁴⁾。ちなみに、平成21年から平成25年の5年間で行政処分を受けた歯科医師は129名である。

歯科医師の卒後教育・継続教育としては、平成2年より日本歯科医師会が主導して実施している「日歯生涯研修事業」がある¹⁵⁾。実施主体は、日本歯科医師会、都道府県歯科医師会、各地区歯科医師会、日本歯科医学会、日本歯科医学会専門分科会、日本歯科医学会認定分科会、歯科大学、大学歯学部、大学歯学部同窓会(校友会)、日本学校歯科医会、認定研修会(企業・スタディーグループ等)などである。研修方式は「受講研修」、「教材研修」、「能動的研修」、「特別研修」の4種類があり、それぞれ研修単位を設定できる。「受講研修」は各種講習会、日歯生涯研修セミナー等の講師から講義を受ける方式の研修を指し、1研修につき1時間1単位である。「教材研修」は、日歯生涯研修ライブラリー等の視聴覚教材や日歯雑誌等の書籍のような教材を自分自身で学ぶ方式の研修を指し、1研修につき1単位である。「能動的研修」は、歯科医学大会での症例発表、歯科医学関係雑誌への学術論文の投稿等の主体的な活動を行う方式の研修を指し、1研修につき3単位である。「特別研修」は「特別研修

会（学術大会・総会、学会、歯科医学大会、生涯研修セミナー等）」を指し、1特別研修会につき10単位である。生涯研修事業修了に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計40単位以上の取得となっている。生涯研修事業認定に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計40単位以上、且つ「特別研修」による10単位以上を取得し、条件（日歯生涯研修ガイドンスの大項目（11項目）すべてに単位を取得した場合）または条件（「3研修方式に対する一定基準（受講研修：44単位以上、教材研修：10単位以上、能動的研修：6単位以上）」を満たした場合）を満たしている（表2）。

・医師等の職種との業務に関する比較（異なる点はあるか）

医師、歯科医師の業務の異なる点に関し、医師法にあって歯科医師法に規定されていない項目として下記の4点が挙げられる¹⁶⁾。

1. 死体検案書の交付
2. 出生証明書の交付
3. 異常死体届出義務
4. 処方箋交付の除外義務の適用としての覚せい剤投与

これらの業務は歯科医師が行うことができない。また、医師法、歯科医師法で異なる部分として、歯科医師法（医師法）「第三章の二 臨床研修」の第16条第2項に規定される臨床研修年限が歯科医師で1年である一方で、医師では2年となっている。

* 歯科医療機関（歯科医師以外の歯科医療関係職種も同様）

・病院歯科

病院歯科に関する直接のデータはないが、一般病院における標榜する診療科目別施設数を歯科診療科目別にみると以下のとおりである¹²⁾。

歯科：1,094（全ての一般病院の14.6%）

歯科口腔外科：845（11.3%）

矯正歯科：137（1.8%）

小児歯科：141（1.9%）

・歯科診療所数

歯科診療所：68,474施設（前年比+318施設）であり、そのうち有床：37施設、無床：68,437施設である¹²⁾。

・歯科診療所を開設するための手続き

歯科診療所の開設は医療法で規定されており、開設者の医師・歯科医師の資格の有無によって手続きが異なる¹⁷⁾。開設者が医師、歯科医師の場合、開設後10日以内に都道府県知事へ届出する必要がある。一方、開設者が医師、歯科医師以外の場合、開設前に都道府県知事、市長、特別区長の許可を得る必要がある。

・広告に関する規定

医業等に関する広告制限は医療法に規定されている¹⁸⁾。

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）抜粋
第六条の五

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除く

ほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 診療科名
- 三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名
- 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
- 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
- 六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
- 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- 九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

連携に関する事項

- 十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- 十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）
- 十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であって医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

・医師等の職種との施設数に関する比較（異なる点はあるか）

我が国における開設者別施設数の構成割合で見ると、歯科診療所における個人歯科診療所の割合（82.3%）が、一般診療所における個人一般診療所の割合（45.6%）よりも高い¹²⁾。医療法人に関しては、歯科診療所では16.8%であるのに対して、一般診療所では37.6%であり、歯科診療所の方が割合として少ない。

5. 歯科医療の業務範囲

* 歯科医師の業務範囲

歯科医師の業務範囲としてこれまで問題になったのは耳鼻咽喉科との境界領域であり、これまで議論がなされてきた¹⁹⁾。

○歯科衛生士の業務範囲

歯科衛生士の業務範囲において問題となるのが歯科診療の「補助」と歯科医行為である²⁰⁾。日本歯科医学会に設置された「歯科衛生士業務に関わる検討会」の報告が最も新しく、絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為の整理を行っている。

6. 歯科医師の専門性

歯科医師の専門性資格名の数に現在5(団体数5)である²¹⁾。

口腔外科専門医：公益社団法人

日本口腔外科学会

歯周病専門医：特定非営利活動法人

日本歯周病学会

歯科麻酔専門医：一般社団法人

日本歯科麻酔学会

小児歯科専門医：一般社団法人

日本小児歯科学会

歯科放射線専門医：特定非営利活動法人

日本歯科放射線学会

7. 行政の歯科医師

・行政にいる歯科医師、ポジション、人数等

行政機関または保健衛生施設に従事する歯科医師数は年々増加傾向にあり、2012年末現在294名(行政機関：258名、保健衛生施設：36名)である¹¹⁾。全体の構成割合は0.29%であり、1994年から0.23%～0.29%で推移している(表3)。

行政機関に従事する歯科医師数を性別で見ると、男性：167名(64.7%)、女性：91名(35.3%)で男性の方が多いが、男女別の歯科医師数の割合で見ると男性：0.21%、女性：0.41%であり、女性の方が割合は高い。年齢階級別内の行政機関に従事する歯科医

師の割合をみると、40-49歳(0.30%)と50-59歳(0.36%)が他の年齢階級と比較して高い。年齢階級別に行政機関に従事する歯科医師の割合で見ると、40-49歳(27.1%)と50-59歳(38.8%)で全体の約3分の2になる(表4)。

行政機関に従事する歯科医師の勤務先は都道府県(都道府県庁、保健所)、保健所を設置する市(市役所、保健所、保健センター)、特別区(区役所、保健所)、市町村(市役所等、保健センター)によって異なり、勤務体系も常勤、非常勤と別れている(表5)²²⁾。所属先(係/班)は「健康増進(たばこ・栄養・運動など)」が多く、その他様々な部署に配属されている。

市区町村における歯科専門職は、常勤職員数に占める割合は0.2%(86名)と低いが、非常勤職員延べ数に占める割合は2.4%(36,996名)と比較的高く²²⁾、歯科保健業務の担い手として民間の歯科医師が活用されている。これらの歯科医師は地域の所属歯科医師会から派遣される事例が多い。

業務内容は、都道府県庁、保健所設置市本庁で業務の約3分の2が歯科保健業務で、都道府県の出先(保健所)では約3分の1程度、保健所設置市・特別区の出先(保健所、保健センター)では約2分の1程度であり、出先で歯科業務の割合が低く、感染症、健康危機管理、介護予防・介護保険、難病など関与している仕事の幅が多彩である²²⁾。

D. 考察

諸外国の歯科保健医療の提供体制を参考に、国際的な視点から我が国の新たな歯科保健医療体制の確立に資するため、まず我が国の歯科医療費の状況、歯周病有病状況の動向、成人歯科保健医療サービス等の提供状況、医

療・歯科医療の基礎データ、歯科医療の業務範囲、歯科医師の専門性、および行政の歯科医師について整理を行うため、現在入手可能な情報を入手した。情報の大部分は国のデータであり、我が国において歯科保健医療に関する現状の基礎データは大部分整えられていることが示唆された。

ただし、歯周病対策、成人期の歯科保健医療サービスの提供体制、歯科医療の業務範囲および専門性、行政の歯科医師の配置状況等、今後、将来を見据えた詳細な分析を行う必要性が示唆された。

E . 結論

国際的視点から我が国の新たな歯科保健医療体制の確立に資するため、まず我が国の歯科医療費の状況、歯周病有病状況の動向、成人歯科保健医療サービス等の提供状況、医療・歯科医療の基礎データ、歯科医療の業務範囲、歯科医師の専門性、および行政の歯科医師について整理を行うため、入手可能な情報を入手した。大部分は国のデータであり、歯科保健医療に関する現状の基礎データは大部分整えられていることが示唆されたが、歯周病対策、成人期の歯科保健医療サービスの提供体制、歯科医療の業務範囲および専門性、行政の歯科医師の配置状況等、将来を見据えた詳細な分析を行う必要性が示唆された。

F . 文献

1) 厚生労働省大臣官房統計情報部(平成25年11月14日公表):平成23年度国民医療費の概況 . <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/11/dl/data.pdf> (2014年1月8日アクセス) .

- 2) 厚生労働省大臣官房統計情報部(平成25年6月27日公表):平成24年社会医療診療行為別調査の概況 . <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/sinryo/tyosa12/dl/gaikyo2012.pdf> (2014年1月8日アクセス) .
- 3) 安藤雄一ほか:歯周疾患の有病状況、疫学的特徴 . *歯科ジャーナル*36:665-675、1992 .
- 4) 口腔保健協会:歯科疾患実態調査 統計表データ(全9回調査分) . 口腔保健協会,東京,2009 .
- 5) 厚生労働省大臣官房統計情報部(平成24年11月27日公表):平成23年患者調査の概要 . <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kanja/11/dl/kanja.pdf>(2014年1月8日アクセス)
- 6) 木村恵子ほか:かかりつけ歯科医機能に関する研究 第一報 住民を対象としたアンケートとインタビューにおける機能項目と区分の検討 . *口腔衛生学会雑誌*48:152-154,1998 .
- 7) 福田英輝ほか:歯科受診者における歯周疾患検診についての認知状況 . *日本歯科医療管理学会雑誌*45:255-259,2010 .
- 8) 厚生労働大臣官房統計情報部(平成25年2月20日公表):平成23年度地域保健・健康増進事業報告の概況 : <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/c-hoken/11/> (2014年1月8日アクセス) .
- 9) 総務省統計局(平成23年10月26日公表):平成22年国勢調査(人口等基本集計結果) :平成22年10月1日 . <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kihon1/pdf/youyaku.pdf>(2014年1月8日アクセス) .

- 10) 国土交通省国土地理院（平成25年1月31日公表）：平成24年全国都道府県市区町村別面積調査：平成24年10月1日。
<http://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHOMENCHO/201210/ichiran.pdf>（2014年1月8日アクセス）。
- 11) 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成25年12月17日公表）：平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査の概要：平成24年12月31日。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/12/index.html>（2014年1月8日アクセス）。
- 12) 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成25年9月4日公表）：平成24年医療施設（動態）調査の概要：平成24年10月1日。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/12/>（2014年1月8日アクセス）。
- 13) 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成25年7月24日公表）：平成24年衛生行政報告例の概要（就業医療関係者）：平成24年12月31日。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/12/>（2014年1月8日アクセス）。
- 14) 厚生労働省医政局医事課：医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について：平成24年3月4日。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024nfz-att/2r98520000024nvn.pdf>（2014年1月8日アクセス）。
- 15) 日本歯科医師会：平成24・25年度日歯生涯研修事業実施要領。2012。
- 16) 石井拓男ほか編：スタンダード社会歯科学 第4版。学建書院，東京，2012，106頁。
- 17) 石井拓男ほか編：スタンダード社会歯科学 第4版。学建書院，東京，2012，98頁。
- 18) 石井拓男ほか編：スタンダード社会歯科学 第4版。学建書院，東京，2012，98-99頁。
- 19) 日本耳鼻咽喉科学会：口のなかのがん（癌）は誰が診るの？。
http://www.jibika.or.jp/citizens/topics/0609_area.html（2014年1月8日アクセス）。
- 20) 座談会 歯科衛生士の業務について。日本歯科医師会雑誌62：433-452，2009。
- 21) 厚生労働省医政局総務課（平成25年5月31日公表）：医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2013/05/tp0531-1.html>（2014年1月8日アクセス）。
- 22) 安藤雄一ほか：歯科保健を担う人的資源の特徴。保健医療科学60：387-395，2011。

G．研究発表

1. 論文発表
該当なし
2. 学会発表
該当なし

H．知的財産権の出願・登録状況

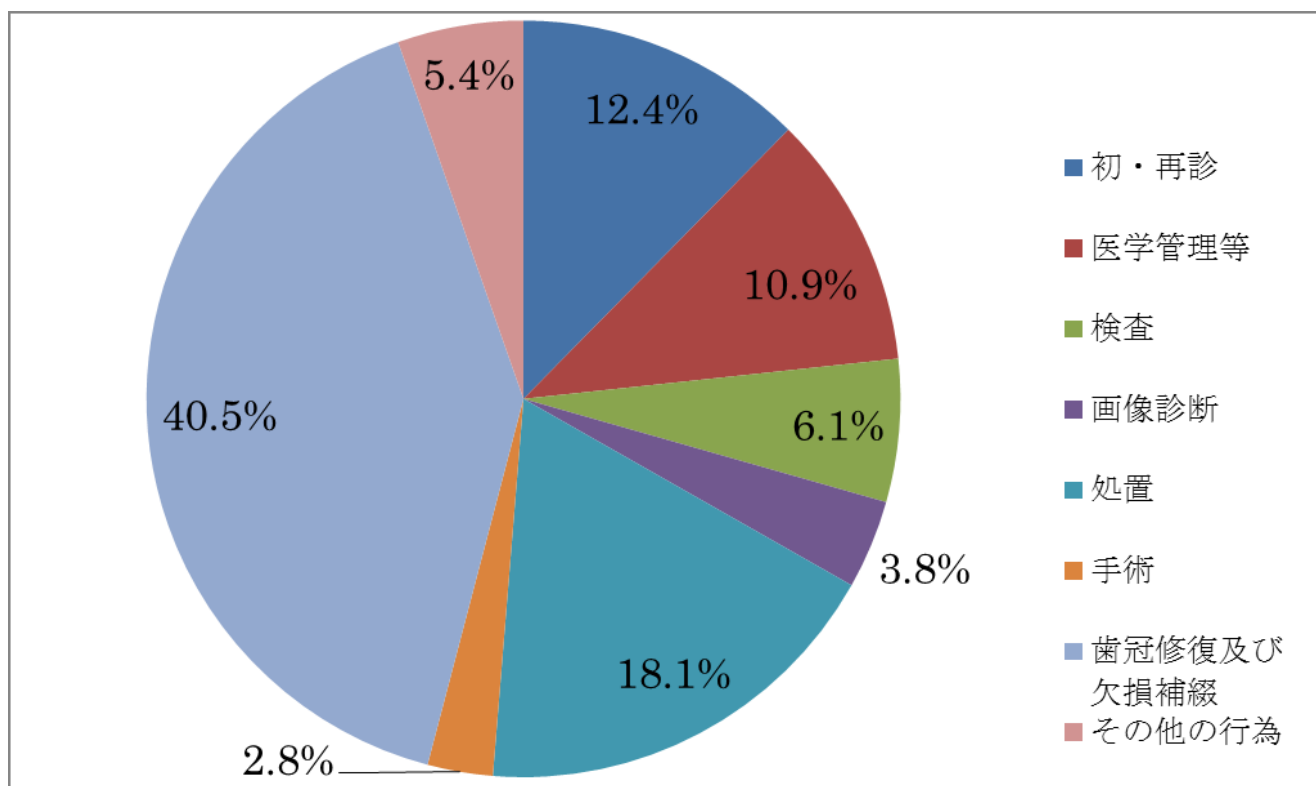
（予定を含む。）

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
該当なし

表1 年齢階級別の国民医療費、歯科診療医療費、構成割合及び人口1人当たり歯科診療医療費

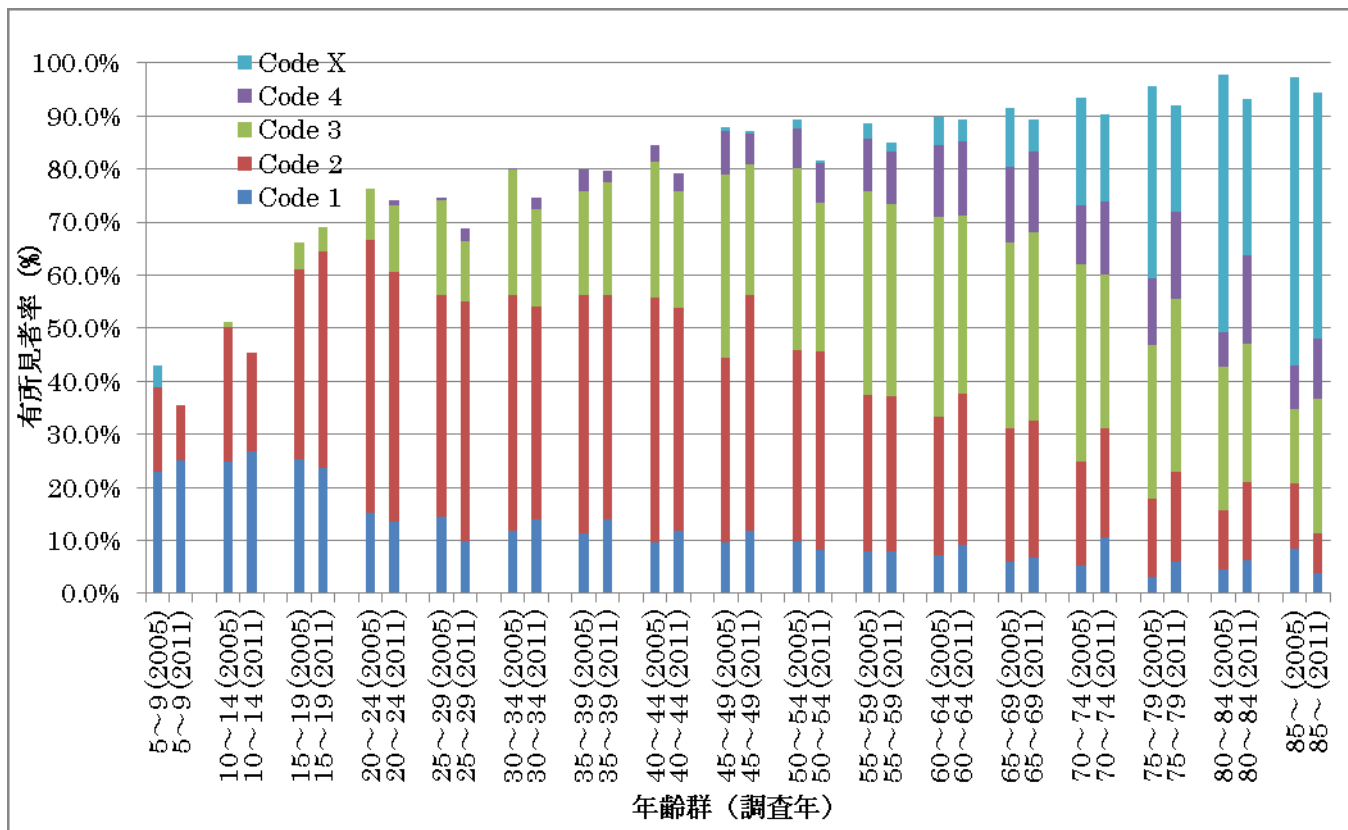
年齢階級 (歳)	国民医療費 (億円)	歯科診療医療費 (億円)	構成割合 (%)	人口1人当たり 歯科診療医療費 (千円)
0 ~ 4	12,418	413	1.5	7.8
5 ~ 9	7,087	1,100	4.1	20.0
10 ~ 14	5,330	610	2.3	10.3
15 ~ 19	4,292	571	2.1	9.4
20 ~ 24	4,945	778	2.9	12.2
25 ~ 29	7,102	1,074	4.0	14.9
30 ~ 34	9,307	1,305	4.9	16.1
35 ~ 39	12,213	1,645	6.1	16.9
40 ~ 44	13,398	1,661	6.2	17.8
45 ~ 49	14,264	1,568	5.9	19.7
50 ~ 54	17,167	1,670	6.2	21.9
55 ~ 59	23,984	2,024	7.6	24.3
60 ~ 64	39,846	2,982	11.1	28.0
65 ~ 69	37,883	2,486	9.3	31.6
70 ~ 74	45,388	2,623	9.8	36.5
75 ~ 79	47,888	2,040	7.6	33.2
80 ~ 84	40,888	1,308	4.9	29.1
85 以上	42,451	899	3.4	22.1
合計	385,850	26,757	100.0	20.9

平成23年度 国民医療費の概況より作成



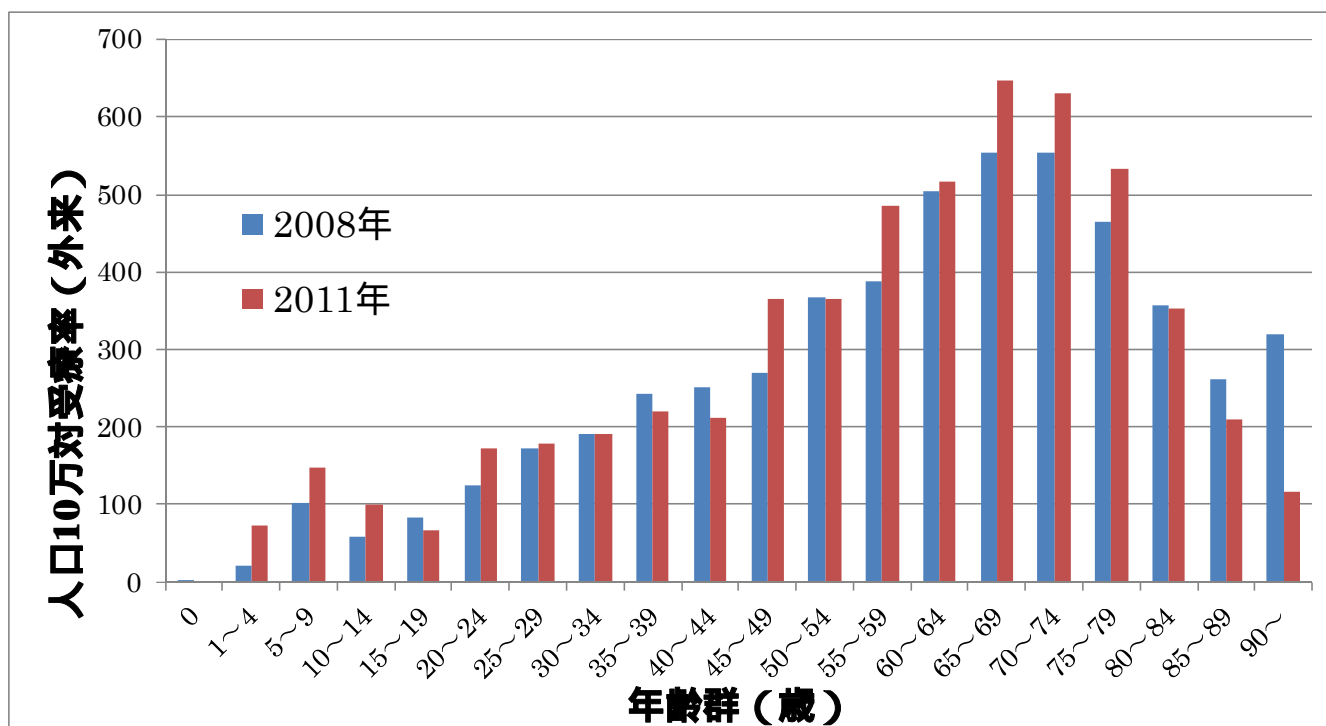
平成24年 社会医療診療行為別調査より作成

図1 歯科診療行為別1日当たり点数構成割合 (平成24年6月分)



歯科疾患実態調査より作成

図2 CPIコードによる有所見者率



患者調査より作成

図3 歯肉炎及び歯周疾患の受療率

表2 生涯研修事業修了および認定に必要な研修単位

	受講研修	教材研修	能動的研修	特別研修
修了条件	3 研修方式による合計 40 単位以上 (新入会員および 75 歳以上の会員は 20 単位)			
認定条件	3 研修方式による合計 60 単位以上、 且つガイダンス大項目すべてに単位取得			10 単位以上
認定条件	44 単位以上	10 単位以上	6 単位以上	10 単位以上

平成24・25年度 日歯生涯研修事業実施要領より作成

表3 行政機関又は保健衛生施設に従事する歯科医師数と構成割合

年	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012
歯科医師(名)	185	195	205	213	252	226	231	242	271	294
構成割合(%)	0.23	0.23	0.23	0.23	0.27	0.24	0.24	0.24	0.27	0.29

平成24年 医師・歯科医師・薬剤師調査より作成

表4 年齢階級別の行政機関に従事する歯科医師の数、割合

年齢階級	29歳以下	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
行政機関に従事する 歯科医師(名)	9	44	70	100	35	0
年齢階級別行政機関 に従事する歯科医師 の割合(%)	3.5	17.1	27.1	38.8	13.6	-
年齢階級内の行政機 関に従事する歯科医 師の割合(%)	0.12	0.22	0.30	0.36	0.22	-
歯科医師数(名)	7,602	20,034	23,650	27,478	16,082	7,705

平成24年 医師・歯科医師・薬剤師調査より作成

表5 行政に勤務する歯科医師数(名)

自治体の種類	役所*			保健所			保健センター			計		
	常勤	非常勤	小計	常勤	非常勤	小計	常勤	非常勤	小計	常勤	非常勤	総計
都道府県	40	3	43	39	0	39	0	0	0	79	3	82
保健所を設置 する市	16	0	16	26	5	31	3	5	8	45	10	55
特別区	3	0	3	4	0	4	0	0	0	7	0	7
市町村	12	5	17	0	0	0	2	3	5	14	8	22
計	71	8	79	69	5	74	5	8	13	145	21	166

*都道府県庁、市役所、区役所等

安藤ら調査結果²²⁾より作成